



®

令和5年 (2023年) 3月20日(月)

No. 15858 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆包袋禁反言をめぐる裁判例(上)……………(1)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版)……………(9)

☆オンライン知的財産セミナー(最近の商標審判決における

識別力・類否判断の傾向に照らした自社商標保護の図り方)……………(12)

包袋禁反言をめぐる裁判例(上)

弁護士法人内田・鯨島法律事務所

弁護士 市橋 景子

1 はじめに

特許権侵害訴訟において、特許請求の範囲の解釈の際に「包袋禁反言の法理」の適用が主張される場面は少なくない。しかし、どのような場面において「包袋禁反言の法理」が適用されるかについては、明確な基準は打ち立てられていないといえる。

本稿では、「包袋禁反言の法理」の適用が争われた裁判例を俯瞰し、その適用について考察する。

2 包袋禁反言の法理の趣旨

(1) 包袋禁反言の法理とは

「包袋禁反言の法理」とは、侵害訴訟の場面において、出願過程での主張と矛盾する特許権者の主張を制限する法理である。

特許権者は、その出願過程において、様々な主張を行っているところ、特許請求の範囲の解釈の場面では、当該出願過程での主張を参酌すること

M&M
MIYOSHI & MIYOSHI

三好内外国特許事務所

情報社会の魁となるスマート知財を開発します

東京 虎ノ門

京都

所員数

約180名

在籍弁理士

48名

www.miyoshipat.co.jp

会長

弁理士 三好 秀和

所長 兼 CEO

弁理士 原 裕子

上席副所長 兼 COO

弁理士 森 太士

上席副所長・訟務室室長

弁理士 廣瀬 文雄

副所長

弁理士 橋本 浩幸

弁理士 工藤 理恵

弁理士 西澤 一生

上席所長代理

弁理士 松本 隆芳

弁理士 大淵 一志

所長代理

弁理士 河原 正子

弁理士 渡邊富美子

弁理士 須永 浩子

弁理士 木村 達哉

弁理士 加藤 澄恵

弁理士 栗原 康浩

参与

弁理士 伊藤 正和

知的財産フロンティア研究所 所長

弁理士 高橋 俊一

知的財産研修センター センター長

弁理士 高松 俊雄

知的財産戦略研究所 理事長

弁理士 澤井 敬史

常勤相談役

弁理士 豊岡 静男

特別相談役

弁理士 寺山 啓進

顧問 主 桜井 隆

顧問 主 細川 寛

顧問 主 堀 雅

顧問 主 池田 清志

(中小企業診断士)

顧問 主 松波 太郎

弁理士 大森 拓

弁理士 山本 光紀

弁理士 高島 信彦

弁理士 安藤 直行

弁理士 洞井 美穂

弁理士 魚路恵里子

弁理士 山ノ下勝広

弁理士 安原 二良

(京都事務所室長代理)

弁理士 山中 裕子

弁理士 橋元 成央

弁理士 鈴木 吉治

弁理士 山本 哲朗

弁理士 田中 敦

弁理士 日野 光章

弁理士 大熊 恵美

弁理士 木村 智加

弁理士 駒場 大視

顧問

弁理士 松永 宣行

弁理士 鹿又 弘子

弁理士 大坂 雅浩

弁理士 辻 徹二

顧問

弁理士 ババット・ヴィニツ

中国弁理士 鍾 晶

(Zhong Jing)

米国弁理士 吉田 正子

顧問

知的財産戦略研究所 所長

顧問 主 棚橋 祐治